

## 令和5年第32回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年9月27日(水)			午前10時00分から 午前10時50分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員		
	事務局	石田局長、中野選挙法規担当係長、清水主査		
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	議案44号	個人演説会等会場の指定取消について		決定
	報告32-1	令和5年4月執行統一地方選挙管理執行上問題となった事項について		了承
委員長	これから令和5年第32回の定例会を開会いたします。			
	<b>&lt;個人演説会等会場の指定取消について&gt;</b>			
委員長	議案第44号について、事務局から説明をお願いします。			
局長	<p>議案第44号をご覧ください。</p> <p>公営施設使用の個人演説会等が行える施設として指定しておりました天沼区民集会所は、区立施設再編整備計画に基づき、本年9月末で廃止となります。これに伴って、公職選挙法に基づき選挙管理委員会が指定する施設からの取消を行います。</p> <p>選挙管理委員会において取消の決定後、別紙1及び別紙2の東京都指定様式により東京都選挙管理委員会委員長宛てに指定取消の報告を行います。</p> <p>以上、議案第44号の説明となります。</p>			
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。			
松島委員	天沼区民集会所の指定取消にあたり、新たに別の施設を指定するのですか。			
局長	<p>新たに別の施設を指定する予定はありません。</p> <p>なお、指定取消した場所の改修工事後は、児童発達相談係の移転先として転用されるため、再度の指定は行いません。</p>			
主査	天沼区民集会所周辺の代替施設としては本天沼区民集会所が考えられますが、こちらはコミュニティふらっとへの転用に向けて改修工事が行われております。その他に天沼区民集会所周辺の施設で代替できる施設がありませんので、今回は指定取消のみを行います。			
局長	公職選挙法第161条第1項第三号により選挙管理委員会が指定する施設としては代替できる施設はありませんが、同法同項第一号より学校教育法第1条で規定する学校で個人演説会等を行うことは可能です。			
委員長 職務代理	天沼区民集会所を利用して個人演説会を行う立候補者はどの程度いるのですか。			

局長	これまで天沼区民集会所で個人演説会が行われたことはありません。
委員長	天沼区民集会所は期日前投票所としても使用していますが、今後も同様の場所を期日前投票所として使用するのですか。 改修工事中に選挙が執行される場合、期日前投票所はどうなりますか。
主査	天沼区民集会所廃止後の跡地については、先ほどの使用用途のために改修工事が行われる予定ですが、改修工事が終わり次第、期日前投票所として利用できるように調整を行っております。 改修工事中に選挙が執行される場合は、代替施設を準備する予定です。
委員長	それでは、議案第44号は決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<b>&lt;令和5年4月執行統一地方選挙管理執行上問題となった事項について&gt;</b>
委員長	次に、報告事項32-1について、事務局から説明をお願いします。
局長	報告32-1をご覧ください。 令和5年4月執行の統一地方選挙において管理執行上問題となった事項について、総務省より取りまとめた報告が届きました。 内容は大きく分けて、投票関係、開票関係、選挙公営関係、その他となっております。 投票関係では、投票用紙の交付誤り、本人確認誤り、候補者の氏名等掲示の誤り、投票受付システムの停止等が報告されています。 開票関係では、開票集計の遅延等が報告されています。 選挙公営関係では、選挙公報関係、ポスター掲示場関係、公営物資関係が報告されています。 その他では、詐偽投票、投票所入場券の記載誤り、投票所入場券の誤配送、不在者投票用紙等の発送誤り、速報関係の報告等がありました。 以上のようなものが、全国の選挙管理委員会が事務処理を行った中で管理執行上問題となった事項として、総務省が取りまとめたものとなります。 以上、報告事項32-1の説明となります。
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。
委員長 職務代理	開票関係については、1票の差で当選するかどうか決まる時もありますので、十分注意しなければいけませんね。
局長	今回の中野区議会議員選挙では、最下位当選者と次点候補者との得票数差が0.415票差でした。
委員長	中野区議会議員選挙の他には、世田谷区議会議員選挙も最下位当選者と次点候補者との得票数差が僅差であったようですが、中野区及び世田谷区選挙管理委員会に出された当選の効力に関する異議の申出は、その後どうなったのですか。
局長	両区ともに当選の効力に関する異議の申出を棄却しました。その後、両区において異議の申出をした者が東京都選挙管理委員会に審査の申立てをしましたので、東京都選挙管理委員会は投票用紙の確認を行う決定をしました。 東京都選挙管理委員会が投票用紙の確認を行った結果、中野区では中野区選挙管理委員会が行った棄却の決定が取り消され、最下位当選者の当選が無効となりました。世田谷区では審査の申立てが棄却されたため、当選結果に変動はありませんでした。

委員長	それでは、報告 32-1 についてはよろしいですか。
一同	報告了承。
	<b>&lt;その他&gt;</b>
委員長	本日の予定されている議案・報告は終了しましたが、その他にございますか。
局長	<p>協議事項として挙げていた令和 6 年東京都選挙事務運営協議会部会における検討課題ですが、小井委員からご提案いただいた障害者等への配慮については、既に東京都選挙管理委員会が都内の各選挙管理委員会に対して調査等を行っていますので、検討課題として部会に提案することは差し控えたいと思います。</p> <p>また、委員長からご提案いただいた投票管理者及び投票立会人の確保については、各選挙管理委員会でそれぞれの人材確保の手法があると思われまますので、検討課題として部会に提案するのではなく、近隣区に直接聞き取り調査を行うなどの手段で情報収集を行うべきと考えます。</p> <p>次に、議会の関係では、9 月 25 日に総務財政委員会がありましたが、選挙管理委員会は特に報告事項等ございませんでした。</p>
委員長	その他はございますか。
局長	特にありません。
委員長	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局長	<p>次回の第 33 回の定例会は、10 月 4 日の水曜日に行います。同日は、10 時から決算特別委員会があるため、9 時からの開催です。また、内容については、4 月の杉並区議会議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表についての議案等が予定されております。</p> <p>(議題書に沿って、10 月 2 日以降の日程を確認。)</p>
委員長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。